

松田町生ごみ等処理機購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から発生する生ごみ及び剪定枝の減量並びにリサイクル対策及び環境衛生思想の普及向上を図るため、生ごみ処理機及び剪定枝リサイクル機の購入者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機」とは、家庭から排出される生ごみを微生物分解や加熱乾燥等により、減量化・資源化する機器及び容器とする。

(対象者等)

第3条 この要綱に基づき、助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 町内に1年以上住所を有し、ごみ減量及びリサイクルに対し意欲的な個人。ただし、あらかじめ、町外に転出することが明らかな者が申請をする場合は、この限りではない。

(2) 過去に松田町ごみ等減量リサイクル機械購入費助成金又は松田町生ごみ等処理機購入費助成金による交付決定を同一の機器及び容器について受けていない者。

(3) 町税等に滞納がないこと。

(助成金の額)

第4条 助成する生ごみ処理機及び剪定枝リサイクル機は1世帯につき各1基とし、助成金の額等は次の各号によるものとする。

(1) 生ごみ処理機の助成金の額は購入費の2分の1とし、最高限度額を3万円とする。なお、非電動式生ごみ処理機

の購入費には、本体稼動時に最低限必要で本体と一括購入した基材や微生物等の購入代金を含むこととする。

(2) 剪定枝リサイクル機の助成金の額は購入費の2分の1とし、最高限度額を5万円とする。

(3) 前各号の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、購入後30日以内又は当該年度の3月15日（閉庁日の場合は翌開庁日とする）のいずれか早い日までに、松田町生ごみ等処理機購入費助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 購入した生ごみ処理機又は剪定枝リサイクル機の支払いを証する書類（領収書等）の写し等

(2) 購入した生ごみ処理機又は剪定枝リサイクル機のカタログの写し等

(3) 購入した生ごみ処理機又は剪定枝リサイクル機の設置完了写真

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条に定める申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、松田町生ごみ等処理機購入費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 本助成金は、交付申請の時期が事業完了後であるため、規則第17条の規定により、実績報告及び助成金の額の確定の手続きを省略するものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、交付決定後、速やかに松田町生ごみ等処理機購入費助成金請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により提出された松田町生ごみ等処理機購入費助成金請求書を受理し、その内容が適正と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(調査、報告)

第9条 町長は助成金の交付目的を達成するために必要と認められた時は、当該助成金を受けた者に対し、必要な指示を行い若しくは報告を求め、又は職員に実地調査をさせることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 助成金をほかの用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な行為があったとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 松田町ごみ等減量リサイクル機械購入費助成金交付要綱（平成15年松田町告示第2号）は廃止する。